

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
一般社団法人 日本薬用植物研 究推進協会 北海道上川郡東 川町	大麻草を利用した新産 業研究創生 特区	北海道上 川郡東川 町	<p>大麻草は、日本以外の先進国G10等 で産業用及び医療用に利用する目的 で急速に規制緩和が進んでいる。 わが国では、大麻草の利用及び研究 は大麻取締法により厳しく規制され、 有用性や安全性等について医師でも 研究できない状況にある。</p> <p>特区では、2014年度から大麻草の試 験栽培を開始し、特産化を目指す北海 道東川町及び北海道産業用大麻協会 と協力し農業・産業分野を医師等が参 画する日本臨床カンナビノイド学会と 協力し医療分野と総合的な基礎研究 を推進する。</p> <p>① 漢方原料、建築資材、飼料、肥 料、バイオ燃料等の全草を利用した産 業的研究 ② がん、認知症等への医療的研究 及び予防食品等の開発研究 ③ 種子を輸入し栽培・収穫・抽出等 の農業的研究</p>	<p>本事業は、大麻草の全草利用が できる研究開発の拠点ができるこ とによって、国内外からの人材・ 物・資金・情報が集まり、様々な企 業が安心して参画することができる。 それらの研究成果を事業化し、日 本全国に展開した場合、①輸入依 存していた漢方原料・花火原料の 国産化が実現、②エコ建材やバイ オ燃料の普及による低炭素社会 が実現、③老人性退行疾病等(認 知症462万人)の予防食品による 健康長寿社会が実現。 海外事例を当てはめて試算すると 農業活性化と医療費削減を併せ て1.6兆円の経済効果が期待でき る。 TPP対策として国際競争力のある 農業が推進でき、農業と医療問題 の両方を解決できる。</p>	<p>大麻取締法では、植物の部位によって合 法・違法に区別される。大麻草の種子と 茎の利用は、合法であり、花穂、葉、根、 未熟な茎(枝)の利用は違法と定めてい る。そのため、漢方原料、建築資材、飼 料、肥料、バイオ燃料等の全草を利用し た加工研究及びその成果を活かした商 品化ができない。</p>	<p>●大麻取締法第1条 この法律で「大麻」とは、 大麻草(カンナビス・サティ バ・エル)及びその製品を いう。ただし、大麻草の成 熟した茎及びその製品(樹 脂を除く。)並びに大麻草 の種子及びその製品を除 く。</p>	<p>特区で認められた大麻取締者免許の保持者であれば、全草利用できる ようにする。</p>
					<p>都道府県知事から免許を受けた大麻取 扱者(大麻栽培者)は、現行法の規制に より、漢方原料、建築資材、飼料、肥料、 バイオ燃料等の全草を利用した加工研 究及びその成果を活かした商品化ができ ない。</p>	<p>●大麻取締法第2条 この法律で「大麻取扱者」 とは、大麻栽培者及び大 麻研究者をいう。 2 この法律で「大麻栽培 者」とは、都道府県知事の 免許を受けて、繊維若し くは種子を採取する目的 で、大麻草を栽培する者 をいう。 3 この法律で「大麻研究 者」とは、都道府県知事の 免許を受けて、大麻を研 究する目的で大麻草を栽 培し、又は大麻を使用す る者をいう。 ●麻薬等関係質疑応答集 平成21年3月「Q389 大麻 取扱者の免許交付審査に おける注意点を教えてくだ さい。」の項目</p>	<p>特区で認められた大麻取扱者免許の保持者であれば、全草利用できる ようにする。</p>

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
<p>一般社団法人 日本薬用植物研 究推進協会 北海道上川郡東 川町</p>	<p>大麻草を利用した新産 業研究創生 特区</p>	<p>北海道上 川郡東川 町</p>	<p>(前ページと同内容) 大麻草は、日本以外の先進国G10等 で産業用及び医療用に利用する目的 で急速に規制緩和が進んでいる。 わが国では、大麻草の利用及び研究 は大麻取締法により厳しく規制され、 有用性や安全性等について医師でも 研究できない状況にある。</p> <p>特区では、2014年度から大麻草の試 験栽培を開始し、特産化を目指す北海 道東川町及び北海道産業用大麻協会 と協力し農業・産業分野を医師等が参 画する日本臨床カンナビノイド学会と 協力し医療分野と総合的な基礎研究 を推進する。</p> <p>① 漢方原料、建築資材、飼料、肥 料、バイオ燃料等の全草を利用した産 業的研究 ② がん、認知症等への医療的研究 及び予防食品等の開発研究 ③ 種子を輸入し栽培・収穫・抽出等 の農業的研究</p>	<p>(前ページと同内容) 本事業は、大麻草の全草利用が できる研究開発の拠点ができるこ とによって、国内外からの人材・ 物・資金・情報が集まり、様々な企 業が安心して参画することができる。 それらの研究成果を事業化し、日本 全国に展開した場合、①輸入依 存していた漢方原料・花火原料の 国産化が実現、②エコ建材やバイ オ燃料の普及による低炭素社会 が実現、③老人性退行疾病等(認 知症462万人)の予防食品による 健康長寿社会が実現。 海外事例を当てはめて試算すると 農業活性化と医療費削減を併せて 1.6兆円の経済効果が期待でき る。 TPP対策として国際競争力のある 農業が推進でき、農業と医療問題 の両方を解決できる。</p>	<p>海外では、医療目的の研究ができ、製品 の輸入も可能である。しかし、我が国で は、大麻取締法第四条によって医師及び 患者が使うことができず、臨床試験すら できない、使うと刑罰を受ける。そのた め、大麻草の花穂や葉から抽出された成 分(カンナビノイド)を利用して「がん」「認 知症」等の検証研究及び予防食品の開 発研究を行うことができない。</p> <p>大麻取扱者は、都道府県知事が交付す る免許である。大麻取締法の趣旨から、 法律の運用上、栽培目的が伝統工芸技 術の保存・継承でないとならぬと交付され ない。</p> <p>漢方原料、建築資材、飼料、肥料、バイ オ燃料等の全草を利用した加工研究及 び商品化を行うとき、現行法では、畑から の持ち出しを禁止している。</p>	<p>●大麻取締法第4条 何 人も次に掲げる行為をし てはならない。 1 大麻を輸入し、又は輸 出すること(大麻研究者 が、厚生労働大臣の許可 を受けて、大麻を輸入し、 又は輸出する場合を除 く。) 2 大麻から製造された医 薬品を施用し、又は施用 のため交付すること。 3 大麻から製造された医 薬品の施用を受けること。 第24条の3 次の各号の1 に該当する者は、5年以下 の懲役に処する。 2 第4条第1項の規定に 違反して、大麻から製造さ れた医薬品を施用し、若し くは交付し、又はその施用 を受けた者</p> <p>●大麻取締法第5条 大 麻取扱者になろうとする者 は、厚生労働省令の定め るところにより、都道府県 知事の免許を受けなけれ ばならない。 ●麻薬等関係質疑応答集 平成21年3月「Q389 大麻 取扱者の免許交付審査に おける注意点を教えてくだ さい。」「Q11、「大麻」とはど のようなものですか。医療 用の大麻はあるのです か。(大麻取締法第4条)」 の項目</p> <p>●大麻取締法第14条 大 麻栽培者は、大麻をその 栽培地外へ持ち出しては ならない。但し、都道府県 知事の許可を受けたとき は、この限りでない。</p>	<p>本特区は、大麻から製造した抽出物を臨床試験に利用する。 研究比較のため、海外からの製品を輸入を行う。 抽出物を取り扱う医師および患者は、県知事の大麻研究者免許の交付 を受けた上で、大麻取締法第4条第1項第1号、第2号、第3号、第24条の 3を適用除外する。</p> <p>農業生産および国民の健康福祉に寄与する目的であれば、大麻取扱者 免許を交付する。</p> <p>特区で認められた大麻栽培者免許の保持者は、栽培地外に大麻を持ち 出すときは、あらかじめ届出をする。</p>

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)～10月30日(金)

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
一般社団法人 日本薬用植物研 究推進協会 北海道上川郡東 川町	大麻草を利用した新産 業研究創生 特区	北海道上 川郡東川 町	(前ページと同内容) 大麻草は、日本以外の先進国G10等 で産業用及び医療用に利用する目的 で急速に規制緩和が進んでいる。 わが国では、大麻草の利用及び研究 は大麻取締法により厳しく規制され、 有用性及安全性等について医師でも 研究できない状況にある。 特区では、2014年度から大麻草の試 験栽培を開始し、特産化を目指す北海 道東川町及び北海道産業用大麻協会 と協力し農業・産業分野を医師等が参 画する日本臨床カンナビノイド学会と 協力し医療分野と総合的な基礎研究 を推進する。 ① 漢方原料、建築資材、飼料、肥 料、バイオ燃料等の全草を利用した産 業的研究 ② がん、認知症等への医療的研究 及び予防食品等の開発研究 ③ 種子を輸入し栽培・収穫・抽出等 の農業的研究	(前ページと同内容) 本事業は、大麻草の全草利用が できる研究開発の拠点ができること によって、国内外からの人材・ 物・資金・情報が集まり、様々な企 業が安心して参画することができる。 それらの研究成果を事業化し、日 本全国に展開した場合、①輸入依 存していた漢方原料・花火原料の 国産化が実現、②エコ建材やバイ オ燃料の普及による低炭素社会 が実現、③老人性退行疾病等(認 知症462万人)の予防食品による 健康長寿社会が実現。 海外事例を当てはめて試算すると 農業活性化と医療費削減を併せ て1.6兆円の経済効果が期待でき る。 TPP対策として国際競争力のある 農業が推進でき、農業と医療問題 の両方を解決できる。	海外および栃木県では、盗難防止のた めの柵は農場に設置されていない。しか し、北海道では2.7mの柵を実質的に義務 付けている。現状では栽培面積の拡大に 伴い、多大な費用が発生する。これは大 麻取締法第22条第2項2の不当な義務を 課すことに相当し、大麻取扱者の経済活 動を著しく阻害している。 現在、海外では食用・繊維用・生薬用な どの用途に適した大麻草の品種がある。 しかし、輸入される大麻の種子について は、熱処理等によって発芽不能の処理を 施したものであることを証する書類(地方 厚生局麻薬取締部が発行したものに限 る。)を税関に提出しなければならない。 そのため、発芽しない種子の輸入許可の みとなり、農業生産に使うことができな い。	●大麻取締法第22条第2 項2 この法律に規定する 免許又は許可には、条件 を付し、及びこれを変更す ることができる。 2 前項の条件は、大麻の 濫用による保健衛生上 の危害の発生を防止す るため必要な最小限度の ものに限り、かつ、免許又は 許可を受ける者 に対し不当な義務を課す ることとならないものでな なければならない。 ●輸入割当てを受けるべ き貨物の品目、輸入の承 認を受けるべき貨物の原 産地または船積地域その 他貨物の輸入について必 要な事項の公表を行なう 等の件 (昭和41年4月30日通商 産業省告示第170号) ●輸入のけし、大麻種子 の取扱について(厚生省 通知:昭和40年9月15日薬 務一第238号)	特区で認められた大麻取扱者免許の保持者がTHC0.3%未満の品種 を栽培する場合、栃木県および海外と同じように盗難防止柵を必要とし ない。 特区で認められた大麻取扱者免許の保持者であれば、発芽可能な種子 の輸入許可を得られるようにする